

1 目的

平塚市市民活動推進条例（平成14年条例第17号）第7条第2号に規定する市民活動の推進のために必要な財政的措置を講ずるため補助金を交付する。

2 補助対象

補助対象は市民活動団体及び地域活動団体とする。

3 補助金額、補助率及び交付回数の制限

補助事業の区分	対象団体の要件	補助金額の上限	補助率	補助金の交付回数制限
入門コース	今までに、当補助金の補助及び公益信託ひらつか市民活動ファンドの助成を受けていない市民活動団体及び地域活動団体。	10万円	対象経費の100%まで	1団体1回まで ※公益信託ひらつか市民活動ファンドの助成回数を含む。
発展コース	活動をさらに発展させたい、申請時点で、団体設立後1年以上経過している市民活動団体及び地域活動団体。	50万円	1回目 対象経費の90%まで 2回目 対象経費の80%まで 3回目 対象経費の70%まで	1団体3回まで ※公益信託ひらつか市民活動ファンドの助成回数を含む。
組織基盤整備コース	組織基盤を整備することで、活動を発展させたい市民活動団体。	20万円	対象経費の100%まで	1団体2回まで ※公益信託ひらつか市民活動ファンドの助成回数を含む。

4 審査選考及び補助決定

申請事業は、平塚市市民活動推進補助金審査会で審査し、市長が補助を決定する。

5 実績報告

補助事業の実績は、実績報告書及び、実績報告会での発表により報告する。

6 財源

補助金の財源は、各年度当初予算において平塚市協働のまちづくり基金より充当する。